

仕 様 書

1. 事業名

観光庁 令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業
オンラインで「山陰の日本一と人の魅力に出会う旅」造成・流通環境整備業務

2. 実施時期

契約締結の日から令和5年3月20日（月）

3. 委託金額

上限額：5,000千円（消費税および地方消費税を含む）

4. 業務の目的

中海・宍道湖・大山圏域（以下「当圏域」という。）は、出雲市、松江市、安来市、米子市、境港市及び大山圏域7町村（日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町）で構成される。当圏域には出雲大社や国宝松江城などの歴史文化資源、中海・宍道湖及び大山等の自然景勝地、しじみやカニ、いちごなどの特産品といった豊富な資源があるが、人口集積地から遠く、アクセス方法も限られていることから、来訪動機を高めることが難しい状況にある。また、当圏域の課題として特徴的な素材を連携させた広域的な周遊ルート数の不足、農水産業と観光をつなげるコンテンツも少ないことから圏域内での消費も限定的であることが挙げられる。

このような課題を克服するために、当圏域の特徴的な特産品とそれに関わる人を関連付けたオンラインツアーを造成・実施することにより当圏域のファンを獲得、物産観光の促進を図ることに加え、「現地の人にあうことができる」リアルツアーを造成することで、地元特産品の消費向上と当圏域への来訪動機促進につなげることを目的とする。

5. 業務内容

コロナ禍により訪日外国人の誘客が見込めない状況を鑑み、当面は国内旅行者をターゲットとし、将来的には訪日外国人の来訪を見据えた商品造成に向けて、下記の業務を実施する。

事業エリア：中海・宍道湖・大山圏域

メイン対象市場：日本国内

メインターゲット属性

ICTの活用に慣れ親しんでいる層、特産品・歴史文化・自然景勝地・食に関心のある層、旅行形態（個人手配）、リピーター層

(1) コンテンツの選定

- ① 素材検討：契約事業者は当圏域内でツアーコンテンツの素材を収集し、コンテンツ候補案を選出すること。そのコンテンツはオンラインツアーの特性を活かせるもので、かつリアルツアーに繋ぐことを見据えたものとする。また地元産品や景勝地とそれに携わる人を取り入れること。
- ② 検討会の実施：契約事業者はコンテンツの選定にあたり、当圏域内の自治体、観光協会、旅行事業者、地場産品の生産者等で構成する検討会で協議を図ることとする。

(2) オンラインモニターツアーの実施

(1) において選定したコンテンツをもとに、オンラインモニターツアーを実施すること。

(3) で企画開発しようとする観光商品の概要に基づき企画し、課題の洗出し、商品の磨き上げを目的とすること。

【留意事項】

- 日程調整、受入先との調整、参加者募集、行程等モニターツアーの目的を含め内容がわかる資料を作成し、事前に関係者全員が情報共有できるようにすること。
- 参加人数は課題や意見の取りまとめができる範囲の人数で募集すること。
- オンラインモニターツアーの参加者には旅行や観光に関する有識者を一人以上加えること。
- オンラインモニターツアー実施後は、参加者に対しアンケート調査等を実施し、回答内容を分析した上で報告書を作成すること。

【KPI：実施回数】 1回以上

【KPI：オンラインモニターツアーの参加人数】 5人以上

(3) オンラインツアー並びにリアルツアーの造成

① オンラインツアーの造成

(2) において実施したオンラインモニターツアーをもとにコンテンツの企画開発を行い、商品販売体制の整備を行うこと。

- オンラインツアーの形態はライブ動画、録画動画、ライブと録画の併用も可とし、企画提案書に記載すること。
- オンラインモニターツアーの調査分析結果に基づき、商品造成検討会を実施すること。
- 料金は10,000円以内、所要時間の上限は180分までとする。

【KPI：オンラインツアー造成件数】 2件以上

② リアルツアーの造成

オンラインツアーに連動したリアルツアーの企画開発を行い、商品販売体制の整備を行うこと。

- 企画開発しようとする観光商品の概要に基づき企画し、課題の洗出し、商品の磨き上げ

を目的とするモニターツアーを1回以上実施すること。モニターツアーの実施に関する留意事項は(2)と同様とする。

○モニターツアーの調査分析結果に基づき、商品造成検討会を実施すること。

○料金は30,000円から40,000円程度、日程は2泊3日とする。

【KPI：モニターツアー実施回数】1回以上

【KPI：モニターツアーの参加人数】5人以上

【KPI：リアルツアー造成件数】2件以上

③ オンラインツアー造成セミナーの実施

当圏域の旅行事業者、観光事業者、地場産品の生産者等へ令和5年度以降に自発的なオンラインツアーの企画や参画に向かうことを目的としたセミナーを開催すること。

【KPI：開催回数】1回以上

(4) 旅行商品流通環境整備

(3)で企画開発した旅行商品について、OTA(Online Travel Agent)での販売体制を整備すること。

- ・旅行商品掲載の際に作成した資料等の成果物については当観光局あてに提出すること。
- ・OTA掲載後、履行期間内での販売額を算出し、当観光局あてに提出すること。

【KPI：掲載OTA数】オンラインツアー、リアルツアーとも各1社以上

【KPI：令和4年度販売総額】 オンラインツアー：総額200,000円以上

リアルツアー：総額400,000円以上

6. 報告書の提出

(1) 提出物：事業実施報告書(A4版)10部

事業実施報告書の電子データ CD-R等 2枚

(2) 提出場所：当観光局

(3) 提出期限：令和5年3月20日(月)

(4) その他：報告書の作成にあたっては、以下について留意すること。

- ①事前に当観光局の承認を得ること。
- ②事業実施状況や事業成果等をわかりやすく編集すること。
- ③造成した旅行商品については、令和4年度中の販売を目指していることから受入れ体制を含めて各商品の完成状況を明確にすること。

7. その他

(1)当観光局と十分協議しながら進めること。また、定期的に当圏域の関係団体と協議・連携を行い、

それらを反映させること。

- (2) 事業期間中は、当観光局の求めに応じて進捗状況の報告をすること。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、適正に履行すること。また、新型コロナウイルスについて各団体の定めるガイドラインを遵守すること。
- (4) 自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに当局へ相談し、指示に従うこと。
- (5) 島根県および鳥取県内の旅行会社等と連携した体制のもと、商品の企画・造成等を行うことも可とする。